

紀伊地域半島振興計画 (中間案)

令和7年 月

三重県・奈良県・和歌山県

目 次

第1 基本的方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	4
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	4
(1) 基本的方向	
(2) 重点とする施策	
4 振興に関する目標	8
5 計画期間	8
6 計画の達成状況の評価	9

第2 振興計画

I 三重県地域

1 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保	11
(1) 交通施設の整備	
(2) 地域における公共交通の確保	
(3) 通信施設の整備等	
2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発	15
(1) 農林水産業の振興及びその競争力の強化	
(2) 地域資源等の活用による産業振興等	
(3) 観光の開発	
3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	19
(1) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	
4 水資源の開発及び利用	21
(1) 水資源確保対策	
(2) 水資源の利用	
5 生活環境の整備	22
(1) 住宅の整備及び空き家の活用	
(2) 污水及び廃棄物の処理	
(3) 都市公園の整備	
6 医療の確保等	24
(1) 医療の確保	
7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等	25
(1) 介護サービスの確保	
(2) 障害福祉サービスの確保	
8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	26
(1) 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	
9 教育及び文化の振興	27
(1) 教育の振興	
(2) 文化の振興	
10 自然環境の保全及び再生	29
(1) 自然環境の保全及び再生	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	30
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進	
12 国内及び国外の地域との交流の促進	31
(1) 国内の地域との交流の促進	
(2) 国外の地域との交流の促進	
13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における 緊密な連携及び協力	32

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進	
(2) 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力	
1 4 半島防災のための施策	34
(1) 半島防災のための国土保全施設、避難施設等の整備	
(2) 防災体制の強化	
1 5 前各号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項	40
(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等	
(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	

Ⅱ 奈良県地域

Ⅲ 和歌山県地域

第1 基本的方針

1 地域の概況

紀伊地域（以下「本地域」といいます。）は、紀伊半島を東西に走る「中央構造線」の外帯に属し、三重、奈良、和歌山3県の15市33町9村により構成され、関西圏と名古屋圏の2大都市圏に近く、その全域が直線距離にして、大阪から150km圏、名古屋から250km圏に含まれる地域です。

面積は約10,032km²、国土の2.7%、人口は約109万人、総人口の0.9%であり、人口の減少及び高齢化が著しく進展しています。

本地域の中央部には急峻な山脈が南北に走り、山地を流れる水系により、河川は深いV字谷を形成しています。平地の割合は少なく人口の大半は河川沿いの平野や臨海部の都市に集中し、内陸山間部では極めて人口が希薄な地域が多くなっています。

海岸線は、一部を除き、ほとんどが沈降海岸独特の複雑な形状をなし、断崖絶壁が多く、自然景観に優れているとともに、天然の良港を形成しています。

気候は黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であるほか、年間降水量や日照時間の長さが全国有数である地域も含まれています。

このような地形と気候から、動植物相にも特性があり、多様性のある自然環境を形成し、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめとする、多くの国立・国定公園等を有しており、生物研究などの学術研究の宝庫ともなっています。

また、水産資源にも恵まれており、尾鷲、那智勝浦等を拠点とする、かつお、まぐろ漁や、海岸部の地形的特性を利用した、まだい、はまち等の養殖も盛んです。

さらに、歴史、文化的条件からみると、古代国家の都が置かれた畿内の外縁部にあたる本地域は、古くから文化・情報の発信地であり、日本人の精神的ふるさとして、伊勢、吉野・大峯、熊野、高野など多くの信仰の聖地を有しています。世界遺産登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から多くの来訪者があります。

一方、本地域は台風常襲地帯であるとともに、地勢的要因等により風水害や地震等の災害に対して脆弱であること、特に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により、甚大な被害を受ける可能性があることから、これらの災害に対する備えは急務となっています。

紀伊地域の構成市町村

三重県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
伊 勢 市	208.35	122,765	玉 城 町	40.91	15,041
松 阪 市	526.92	124,911	度 会 町	134.98	7,847
尾 鷲 市	192.71	16,252	大 紀 町	233.32	7,815
鳥 羽 市	107.34	17,525	南伊勢町	241.89	10,989
熊 野 市	373.35	15,965	紀 北 町	256.54	14,604
志 摩 市	178.95	46,057	御 浜 町	88.13	8,079
多 気 町	103.06	14,021	紀 宝 町	79.62	10,321
明 和 町	41.04	22,445	三重県小計 6市10町	3,169.97	463,305
大 台 町	362.86	8,668			

＊松阪市は、半島振興対策実施地域のみで、旧嬉野町、旧三雲町は含まれていません。

奈良県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
五 條 市	292.02	27,927	十 津 川 村	672.38	3,061
吉 野 町	95.65	6,229	下 北 山 村	133.39	753
大 淀 町	38.10	16,728	上 北 山 村	274.22	444
下 市 町	61.99	5,037	川 上 村	269.26	1,156
黒 滝 村	47.70	623	東 吉 野 村	131.65	1,502
天 川 村	175.66	1,176	奈良県小計 1市3町8村	2,346.92	64,993
野 迫 川 村	154.90	357			

和歌山県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
海 南 市	101.06	48,369	由 良 町	30.94	5,364
橋 本 市	130.55	60,818	印 南 町	113.62	7,720
有 田 市	36.83	26,538	みなべ町	120.28	11,818
御 坊 市	43.91	23,481	日 高 川 町	331.59	9,219
田 辺 市	1,026.91	69,870	白 浜 町	200.98	20,262
新 宮 市	255.23	27,171	上 富 田 町	57.37	15,236
紀 の 川 市	228.21	58,816	す さ み 町	174.45	3,685
岩 出 市	38.51	53,967	那智勝浦町	183.31	14,137
紀 美 野 町	128.34	8,256	太 地 町	5.81	2,791
かつらぎ町	151.69	15,967	古 座 川 町	294.23	2,480
九 度 山 町	44.15	3,856	北 山 村	48.20	404
高 野 町	137.03	2,970	串 本 町	135.67	14,959
湯 浅 町	20.79	11,122	和歌山県小計 8市20町1村	4,515.79	565,855
広 川 町	65.33	6,781			
有 田 川 町	351.84	25,258	紀伊地域合計 15市33町9村	10,032.68	1,094,153
美 浜 町	12.77	6,867			
日 高 町	46.19	7,673			

・市町村は、令和7年4月1日現在

・人口、面積は、令和2年国勢調査

2 現状及び課題

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えていることから、過疎化と高齢化の進行が著しく、平成27年度と比較した令和2年度の人口減少率は5.9%、高齢化率は35.3%となっており、地域社会の担い手確保と社会的サービスの維持が大きな課題となっています。

また、その地理的側面から、災害時における代替ルート of 少なさやライフラインの寸断・途絶、集落の孤立など半島地域特有の防災面の課題も有しています。

一方、本地域には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富な地域資源があり、それらを生かした産業振興や観光・交流を一層促進していく必要があります。

以上の現状及び課題をふまえ、「自立的発展の促進」、「地域住民の生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」、「地方創生」の6つの観点から、紀伊地域の半島振興に向けて取り組んでいく必要があります。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

① 自立的発展の促進

本地域の自立的発展には、住民及び定住を希望するUIターン者の雇用機会の確保等を行うことが重要なため、本地域の地理的、自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備、生活環境の確保、観光交流の促進等を行い、本地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資する取組を推進します。

② 地域住民の生活の向上

本地域における住民の生活の安定に資するため、豊かな自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備を推進します。また、医療・介護サービス・福祉サービス等の確保、子育て環境の整備を推進します。さらに、環境負荷を低減した地域社会の実現のため、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進します。

高齢化や人口減少が特に進展している集落においても、住民が日常生活を営むための必要な環境の維持を推進します。

③ 定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している本地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげていきます。また、二地域居住を行う者をはじめとする関係人口のような人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加につながることを期待されます。さらに、本地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、本地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、本地域内外の交流及び連携を推進します。

④ 半島防災

令和7年4月に全面施行された半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号。以下「改正半島振興法」という。）では、目的規定に半島防災の推進が追加されるとともに、新設された基本理念で半島防災のための施策が国土強靱化の理念をふまえて着実に実施されることを

旨とすることと規定されました。また、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされました。このことをふまえ、本地域におけるその地理的特性をふまえた防災、すなわち半島防災の推進は極めて重要です。そのため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念をふまえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進します。

⑤ 国土の均衡ある発展

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えています。三県で連携して進める紀伊半島アンカールートをはじめとした災害に強い道路ネットワークの構築や、水資源の安定的な確保と適正な利用の推進などを通して、国土の均衡ある発展に資するものとします。

⑥ 地方創生

改正半島振興法では目的規定に地方創生が追加されたこともふまえて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用しながら、移住や二地域居住の促進、関係人口の増加、地域の振興に寄与する人材の確保及び育成といった施策を推進します。

(2) 重点とする施策

① 交通通信の確保

本地域におけるミッシングリンクの解消及びダブルネットワーク化の実現に向けて、紀伊半島アンカールートをはじめとする高規格道路や半島循環道路の整備を三県が連携して推進します。特に、京奈和自動車道や近畿自動車道紀勢線の整備促進を図ります。

また、災害時におけるリダンダンシー確保の観点から、道路ネットワークの強化や港湾・空港の耐震化などに取り組みます。

さらに、地域住民や観光客の移動手段を充実させるため、コミュニティバスやデマンド交通の導入等を推進します。

② 産業の振興及び観光の開発

本地域の基幹産業である農林水産業について、生産性向上に向けた取組を進めるとともに、本地域の特性を生かした農林水産物の高付加価値化や販路拡大、担い手の確保・育成等に取り組めます。また、生産基盤の整備や資源の持続的な利用の確保等を推進します。

商工業について、立地環境の整備を進め、地域資源を活用した企業立地を推進するとともに、伝統産業・地場産業の振興に向けて、付加価値の高い新商品・新技術の開発や販路開拓支援等に取り組めます。

観光産業については、世界遺産や豊富な地域資源を生かした観光コンテンツの情報発信やプロモーションを推進するとともに、多言語対応を推進するなど訪日外国人旅行者に対する誘致にも取り組めます。

③ 就業の促進

若者や新規学卒者向けの企業説明会の開催による地域の中小企業とのマッチングの実施など、本地域内企業への就職を促進するとともに、地域外からの人材流入を図るための就職セミナーを

開催するなど、UIターン就職の促進に取り組みます。また、移住者や二地域居住者による複業や起業の支援等も含めた多様で柔軟な働き方の促進を通じて、本地域において新たな産業や雇用を生み出す契機を提供します。

また、外国人材等の地域内企業への就職や、職場定着への支援を行います。

④水資源の開発及び利用

水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水循環基本計画をふまえ、水資源の安定的な確保と適正な利用を推進します。

また、水道事業については、地域住民の生活の安定を図るため、広域化や水道未普及地域の解消など、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を進めます。

⑤生活環境の整備

生活環境に関する地域格差を是正し、本地域における移住、定住等の促進を図るため、増加する空き家の課題に対応し、移住者に向けた空き家の利活用や危険な空き家の除却も含めた、住宅環境の整備にかかる取組を推進します。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、公共下水道施設や廃棄物処理施設の整備等に取り組みます。

⑥医療の確保等

各県の地域医療構想に基づき、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実など、本地域における医療提供体制の確保を推進します。特に、ドクターヘリについては相互応援協定に基づき、救急医療体制の充実を進めることで、広域的な救急医療の利便性を高めます。また、へき地医療の確保に向けて、オンライン診療等の導入を進めるとともに、医師や看護職員の確保等に取り組みます。

⑦介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

介護サービスを持続的・安定的に提供するために、各市町村の将来的な介護サービス見込み量に基づき、適切な提供体制を維持することにより、必要な施設・在宅サービスの確保に取り組みます。

また、介護に従事する人材については依然として不足状況が続いており、今後の要介護認定者の増加によりサービスの必要性も高まっていくことから、関係機関と連携しながら介護分野への多様な年齢層・属性からの就業を促進します。さらに、外国人介護人材の受入環境整備や介護テクノロジーの導入を促進し、介護人材の確保・定着を図ります。

障がい者や障がい児が慣れ親しんだ地域で安心して生活できるようグループホームの整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

⑧高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

また、こどもが自分らしく健やかに育つことができるよう、こどもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充に取り組むとともに、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

⑨教育及び文化の振興

学校教育において、地域課題等をテーマとした探究的な学びを充実させるとともに、児童生徒の地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の課題を主体的に考え、解決していこうとする力や態度、地域の発展に貢献しようとする心情を育てていきます。また、全ての高校生が変化に柔軟に対応していく力や将来への展望等を併せ持ち、社会を生き抜く資質等が身に付くよう取り組んでいきます。なお、半島地域が有する地理的な制約を解決する手段として、ICTを効果的に活用し、学習の質と機会の充実を図っていきます。

地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。また、本地域の地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、地域社会や個人によって守り育てられてきた伝統文化などの担い手育成も支援します。

⑩自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズムなど、地域資源である自然環境や景観を適切に生かした利活用を推進します。

また、本地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地や保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点もふまえ、その保全と適正な利用を図ります。

加えて、海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

地域住民のくらしや自然環境等に配慮するなど、地域と共生しながら、風力発電、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用等を図ります。

⑫国内及び国外の地域との交流の促進

本地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富でポテンシャルのある地域資源を有しています。本地域内外の民間・大学・行政等の主体が連携し、これらの地域資源を活用したイベント等を開催するとともに、積極的に情報発信を行い、国内外との交流を推進します。また、地域内外との交流等を通じて、多くの人々に本地域への理解と関心を深めていただくとともに、交流人口、関係人口の増大を図ります。

⑬移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

三県が連携して、WEB媒体も活用しつつ、多様なライフスタイルにあわせた移住先の提案などの情報発信を行います。また、各県でも移住相談窓口によるきめ細かな相談対応を行うとともに、都市部で移住フェア等を実施し、移住や二地域居住の促進を図ります。加えて、移住者を受け入れる態勢や人の流れの創出に向けた市町村の取組を支援します。

また、地域内外の多様な主体と連携し、本地域の振興に寄与する人材の確保や育成に取り組めます。

⑭半島防災のための施策

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震とその後の大雨による災害の教訓をふまえ、半島地域の安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、道路ネットワークの強化、港湾や漁港の耐震岸壁の整備、空路の活用、上下水道の耐震化、流域治水の推進等、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進します。また、初動を迅速化

する危機管理体制の強化や資機材の整備促進に取り組みます。孤立した地域での自立的な避難生活が確保されるよう衛星携帯電話など情報通信手段や自家発電機の整備、飲料水・食料などの備蓄確保を促進します。

本地域の広域防災拠点における物資輸送拠点や救助救出活動拠点の整備、装備資機材の充実等を行うとともに、防災関係機関や民間事業者等と連携し、より実践的かつ効果的な救助救出訓練や支援物資輸送訓練等を実施することで、大規模災害に備えた体制の充実強化を図ります。

さらに、災害発生時に行うべき業務等を整理し、災害対応を総括的にマネジメントできる職員を確保・育成し、当地域全体の災害対応力を強化します。災害リスクが顕在化する前の早期避難を促すため、リアルタイム災害危機情報の充実も必要であり、下水道事業において最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成・公表や避難訓練などに取り組みます。

「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して高めることが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、「半島防災に関するみえ合意」に基づき、三県相互の連携をさらに深めていくため、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災の強化に向けた一定の成果を得ることを目標に議論を進めていきます。

⑮前各号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項

ア 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

感染症が発生した場合等においても、医療提供体制の構築、公衆衛生対策、生活物資の安定的な供給ができるように努めます。

イ 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の減少、高齢化の特に進展している集落において、生活環境の維持等ができるよう、県と市町村が連携し、地域の実情にあわせた地域づくりを推進します。

4 振興に関する目標

本計画に基づく取組を進めることで、本地域への移住、定住を促進し、各地域における転入超過率を改善させることを目標とします。

【目標項目】各地域における5年ごとの転入超過率

【目標値】

三重県地域	2025年→2030年 ▲0.76%/2030年→2035年 ▲0.63% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.55%)
奈良県地域	2025年→2030年 ▲4.70%/2030年→2035年 ▲4.60% (参考:2020年→2025年実績値 ▲4.80%)
和歌山県地域	2025年→2030年 ▲1.00%/2030年→2035年 ▲0.94% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.50%)

5 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とし、次期半島振興法の改正等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとします。

6 計画の達成状況の評価

三重県、奈良県及び和歌山県は、本計画の策定後5年経過を目途に、計画の進捗状況や計画に基づく取組の評価を行うこととします。

第2 振 興 計 画

I 三 重 県 地 域

1 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保

(1) 交通施設の整備

①現状及び課題

ア 高規格道路網等の整備

- ・紀伊半島三重県地域（以下、「当地域」といいます。）は、高規格道路の整備が立ち遅れていることから、名古屋圏に隣接する県北部地域や関西圏に隣接する伊賀地域に比べ、県内外との交流・連携が遅れている傾向にあります。
- ・当地域は南海トラフ地震や大規模風水害発生時においても甚大な被害の発生が危惧されています。特に、紀伊半島のミッシングリンクとなっている近畿自動車道紀勢線の未開通区間においては、南海トラフ地震に伴う津波により、地域の重要な幹線道路である一般国道42号が浸水することが危惧されています。
- ・令和6年能登半島地震では、被災地への陸・海・空の輸送ルートの確保や孤立地域の解消など様々な課題が浮き彫りとなりました。三重県も地理的条件が類似しているため、令和6年能登半島地震から得られた教訓も生かしながら災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要があります。
- ・県内外との交流・連携の拡大と、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、高規格道路網等の整備が必要となっています。

イ 国道・県道等の整備

- ・当地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、当地域内の交流及び当地域と国内の地域との交流の促進、物資の流通の確保が必要となっています。
- ・三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の条件不利性を抱える指定半島地域において、道路をはじめとする交通の確保は日常の生活のほか、産業振興、指定半島地域外の住民との交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在です。
- ・令和6年能登半島地震等の状況をふまえると、半島循環道路等の整備、基幹的な市町道等の整備等、災害に対して脆弱な条件のもとで安全・安心な国土利用を図る観点から、災害に強い道路ネットワークの構築が重要です。

ウ 港湾の整備

- ・当地域は、長大な海岸線と複雑に入り組んだ地形上の特性から、多くの港湾を有しており、地域振興のための基盤としての役割を担っています。
- ・近年、県管理港湾は老朽化が進行するとともに、港湾利用、取扱貨物が減少傾向にあります。こうした状況をふまえ、地域経済や物流を支える基盤としての港湾機能を確保するとともに、災害に強い社会インフラとして計画的に整備・管理していくことが求められます。
- ・大規模地震・津波等自然災害による被害から港湾利用者の安全を確保し、早期復旧を実現する防災・減災対応力の強化も重要な課題です。

エ その他交通施設の整備

- ・リニア中央新幹線の東京・名古屋間の先行開業、さらには、東京・大阪間の全線開業を見据え、それぞれの開業がもたらす効果を最大限に引き出し、当地域を含む県全体の発展につなげていくことが求められています。
- ・国内外から多くの人を本県に呼び込むために、中部国際空港及び関西国際空港の機能強化に取り組む必要があります。

②取組方向

ア 高規格道路網等の整備

- ・名古屋圏、関西圏の都市圏から当地域内への移動を円滑化する近畿自動車道紀勢線について、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野道路、紀宝熊野道路の整備促進により、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンクを解消し、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化による道路ネットワークの機能強化を行います。また、さらなる機能強化に向けて、近畿自動車道紀勢線における4車線化事業区間の整備促進を図るとともに、4車線化未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなどの取組を進めます。
- ・近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、五條新宮道路（一般国道168号）、奈良中部熊野道路、奥瀬熊野道路、一般国道169号、一般国道309号で形成される紀伊半島アンカールートの整備を和歌山県や奈良県と連携して推進します。
- ・伊勢市と志摩市の連携・交流・連結機能の強化を図る高規格道路「伊勢志摩連絡道路」の整備を推進します。
- ・県内外の交流・連携のさらなる拡大に向けて、当地域からリニア三重県駅へのアクセス向上を図るため、リニア三重県駅と高速自動車国道を直結するアクセス道路や、鈴鹿亀山道路をはじめとした高規格道路網の整備を進めます。
- ・伊勢湾口道路（三遠伊勢連絡道路）及び東海南海連絡道については、国の「第三次国土形成計画」において、長期的視点から取り組むとされていることから、引き続き、国の動向を注視するとともに、太平洋新国土軸構想の実現に向けた国への働きかけを行っていきます。

イ 国道・県道等の整備

- ・伊勢市と志摩市の連携・交流・連結機能の強化を図る高規格道路「伊勢志摩連絡道路」の整備をはじめ、伊勢市と志摩市を結ぶ一般国道42号（半島循環道路）と一般国道167号（半島循環道路）、志摩市から志摩半島を周遊し錦峠を経て紀北町を結ぶ一般国道260号（半島循環道路）の整備を推進します。
- ・当地域の縦貫道路として松阪市と近畿地方を結ぶ一般国道166号、多気町と伊賀市を結ぶ一般国道368号、紀北町から滋賀県に至る一般国道422号の整備を推進します。
- ・東紀州地域の臨海部と近畿地方を結ぶ道路として、熊野市の一般国道169号、一般国道309号（半島循環道路）、尾鷲市の一般国道425号の整備を推進します。
- ・半島南部周遊ルートを形成する道路として、尾鷲市から熊野市を経て和歌山県西牟婁郡に至る一般国道311号（半島循環道路）の整備を推進します。
- ・高規格道路や国道を補完する道路として、近畿自動車道紀勢線のアクセス道路や関連道路等の整備を推進します。
- ・生活や地域の産業を支える道路として、主要地方道鳥羽磯部線等の整備を推進します。
- ・幹線道路ネットワークの強化、観光地へのアクセス道路の整備、渋滞緩和に資する道路の整備、すれ違い困難箇所の解消、落橋防止や橋の倒壊対策、道路の土砂崩れ防止対策、無電柱化対策等の効果的な取組を実施します。
- ・交通安全施設等については、引き続き整備を図るとともに、通学路の安全確保に向けて、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策に取り組めます。
- ・各施設の適切な維持管理の推進を図るとともに、点検の推進、長寿命化修繕計画等に基づく修繕等に取り組めます。
- ・市町道については、地域の円滑な交通が確保できるよう、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進めます。

・半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶための道路、最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資する道路、災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資する道路、異常気象時通行規制区間の解消等に資する道路の強化を以下の路線にて推進します。

【1:半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶための道路】

一般国道42号(半島循環道路)、166号、167号(半島循環道路)、169号、260号(半島循環道路)、309号(半島循環道路)、311号(半島循環道路)、368号、422号、425号、浜島阿児線(半島循環道路)、伊勢南島線((都)外宮常磐線、本町宮川堤線、御幸道路含む)、松阪久居線、大台宮川線、伊勢磯部線、七色峡線、紀宝川瀬線、鳥羽松阪線、松阪第2環状線((都)大平尾外五曲線含む)、松阪多気線、木本港熊野市停車場線、六軒鎌田線、東大淀小俣線、松阪環状線、伊勢南勢線、伊勢大宮線、伊勢松阪線、磯部大王線、度会玉城線、紀勢インター線、鳥羽阿児線、鶴殿熊野線、三木里インター線、玉城南勢線、宇治山田港伊勢市停車場線、須賀利港相賀停車場線、尾鷲港尾鷲停車場線、大淀港斎明線、豊北港小俣線、田丸停車場斎明線、大湊宮町停車場線、中井浦九鬼線、伊勢多気線、南勢磯部線、賀田港中山線、勢和兄国松阪線、佐原勢和松阪線、伊勢柏崎停車場線、登茂山公園線、東藤原竹川線、仁田多気停車場線、相鹿瀬大台線、飯南三瀬谷停車場線、東大淀小俣線、新鹿佐渡線、三戸紀伊長島停車場線、辻原西町線、伊勢小俣松阪線、蓮峡線、矢口浦上里線、阿児磯部鳥羽線、(都)尾鷲港新田線

【2:最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資する道路】

松阪停車場線、松阪青山線、南島紀勢線、熊野矢ノ川線、合ヶ野松阪線、南島大宮大台線、鳥羽磯部線、大台ヶ原線、松阪一志線、松阪第2環状線、御浜紀和線、伊勢二見線、松阪度会線、磯部大王自転車道線、松阪嬉野線、前村野中線、度会大宮線、海山尾鷲港線、大宮宮川線、松阪港線、多気停車場斎明線、栃原停車場線、滝原停車場滝原線、阿曾停車場線、市木停車場線、瑞巖寺庭園線、九鬼港線、宇治山田港線、大杉谷海山線、奥津飯高線、小片野駅部田線、御麻生園豊原線、茅原丹生線、朝柄小片野線、新田野原線、村松明野停車場線、館町通線、玉川小俣線、岩出田丸線、度会南勢線、檜山路南張線、川合大宮線、神川五郷線、小船紀宝線、片野飯高線、打見大台線、答志桃取線、長尾板屋線、城ノ浜山居線、中津浜浦五ヶ所浦線、高奈上三瀬線、松阪伊勢自転車道線、熊野川紀和線、土屋原飯高線、東黒部早馬瀬線、磯部浜島線、南勢浜島線、波切港線、長島港線、相賀停車場線、大淀東黒部松阪線、伊勢路伊勢線、上市木市木停車場線、中津浜浦五ヶ所浦線

【3:災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資する道路】

飛鳥日浦線、熊野川紀和線、中井浦九鬼線、422号、御浜紀和線、南勢紀勢線、七色峡線、紀宝川瀬線、熊野矢ノ川線、伊勢大宮線、長島港古里線、須賀利港相賀停車場線、片野飯高線、飯南三瀬谷停車場線、横輪南勢線、礪浦押淵線、小船紀宝線、御浜北山線、鳥羽磯部線、阿児磯部鳥羽線、桧原大内山線、佐原勢和松阪線、南浦海山線、大台ヶ原線、九鬼港線、阿曾浦港線、土屋原飯高線、茅原丹生線、南勢磯部線、安乗港線

【4:異常気象時通行規制区間の解消等に資する道路】

一般国道166号、169号、260号(半島循環道路)、311号(半島循環道路)、368号、422号、425号、伊勢南島線、大台ヶ原線、伊勢磯部線、七色峡線、熊野矢ノ川線、大台宮川線、御浜北山線、御浜紀和線、賀田港中山線、蓮峡線、飯南三瀬谷停車場線、神川五郷線、小船紀宝線、大杉谷海山線、三戸紀伊長島停車場線、南浦海山線、中井浦九鬼線、海山尾鷲港線、熊野川紀和線、九鬼港線、新鹿佐渡線

ウ 港湾の整備

・既存の港湾施設を適切に維持管理していく方針のもと、水域施設(航路、泊地)、外郭施設(防

波堤、護岸等)、係留施設(岸壁、物揚場等)、臨港交通施設(道路)の長寿命化計画を策定し、計画的な維持修繕を実施します。

- ・鳥羽港(中之郷地区)で耐震強化岸壁の改良、宇治山田港(大湊地区)、長島港(西長島地区)で防波堤改良を進め、災害に強い港湾インフラの整備を推進します。
- ・重要港湾である津松阪港及び尾鷲港において、大規模地震発生時等の津波から港湾労働者をはじめとする人員を避難させるための避難誘導計画の策定・整備を進め、大規模地震・津波などの災害による港湾機能への影響を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、港湾事業継続計画(港湾BCP)の見直しを行い、防災拠点機能の強化に取り組みます。

エ その他交通施設の整備

- ・リニア中央新幹線開業の効果を県内全域に波及させるよう、リニア駅と地域を結ぶ県内広域交通網の整備やリニア三重県駅を核とした地域づくり等について、関係機関との検討を進めるとともに、将来像についての方向性をとりまとめ、具体的な施策や事業への展開を図ります。
- ・中部国際空港及び関西国際空港については、「中部国際空港利用促進協議会」、「関西国際空港全体構想促進協議会」等との連携を図りながら、空港の機能強化に向けて、ハード、ソフトの両面から取り組みます。

(2) 地域における公共交通の確保

①現状及び課題

- ・人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化による移動需要の縮小、運輸業における人材不足の深刻化などにより、バス、鉄道等の地域公共交通の維持・確保は厳しい状況となっています。このため、沿線市町、地域住民や交通事業者等と連携し、利便性の向上や利用促進に取り組む必要があります。また、高齢者の運転免許証の自主返納が進む中、交通空白地等における新たな移動手段の確保が求められています。

②取組方向

- ・バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議等で検討を進めます。
- ・交通空白地等において、高齢者などが運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、通学をはじめとする若者の移動ニーズへの対応のため、コミュニティバスやデマンド交通、公共ライドシェア等の移動手段の確保に取り組む市町を支援します。
- ・深刻化する運転士不足に対応するため、女性や外国人など誰もが働きやすい職場環境づくりや、バス運転士就職イベントへの出展など、交通事業者と連携して運転士確保に取り組みます。

(3) 通信施設の整備等

①現状及び課題

- ・本県では、ブロードバンド環境は当地域を含めて県内ほぼ全域で整備されています。しかしながら、携帯電話等の移動通信サービスのエリアについては条件不利地域において採算性の問題等から不感地域が依然として存在する等、通信環境の整備は十分ではありません。

②取組方向

- ・情報通信格差解消のため、国の事業の活用や事業者に対する継続的な要望などを通じて、関係機関とともに基地局の整備を推し進め、安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造を図ります。

2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発

(1) 農林水産業の振興及びその競争力の強化

①現状及び課題

- ・農業に関しては、稲作を中心にキャベツ、ネギなどの露地野菜、イチゴや花などの施設園芸、肉用牛や養豚などの畜産等、伊勢志摩地域をはじめ、豊かな自然を生かした多様な農業経営がされています。また、中山間地域を中心に、茶の生産が行われるとともに、熊野灘沿岸地域においては、温暖な気象条件を生かしたかんきつ栽培が行われています。
- ・農業者の高齢化や担い手不足が進むとともに、農業生産資材や輸送コストの上昇、近年は気候変動による安定生産への影響が拡大するなど、農業の生産力低下が懸念され、取り巻く情勢は厳しさを増しています。
- ・林業に関しては、温暖で多雨な気象条件と豊富な森林資源に恵まれ、櫛田川・宮川流域から東紀州地域にかけて、スギ・ヒノキの主産地が形成されています。
- ・木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下に加え、木材販売収益に対し再造林や保育等に要する経費が高いことによる林業採算性の悪化などが要因となり、林業の生産活動は長期にわたり低迷しています。その一方で、多くの人工林が50年生を超え本格的な利用期を迎えているとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用や、花粉発生源対策として花粉の少ない苗木への植え替えの動きが加速化しています。
- ・水産業に関しては、伊勢湾海域ののり養殖業や船びき網・底びき網等の漁船漁業、鳥羽・志摩海域の海女漁業や真珠・かき・藻類などの各種養殖業、熊野灘海域の遠洋・沖合漁業や魚類養殖業、定置網漁業等が営まれています。水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。
- ・農山漁村の振興に関しては、人口減少や高齢化の進行により集落機能の維持が困難になりつつあり、農地・農業用施設の保全や農業生産活動等の継続にも影響を及ぼしています。また、野生鳥獣による農林水産業の被害が中山間地域を中心に深刻な状況にあります。

②取組方向

ア 農業の振興に向けた取組

- ・平野部の水田地帯を中心に、稲・麦・大豆・飼料用作物の生産力強化や水田を活用した露地野菜等の高品質・低コスト栽培技術の導入を進めるとともに、農地中間管理事業の活用により農地の利用集積を促進し、大規模経営体の育成や集落営農の法人化、小規模農業者等多様な人材が参画する地域営農体制の構築などを進めます。また、農業の生産性向上を図るため、農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備や農業用水路のパイプライン化等の維持管理の省力化、農業水利施設の保全対策を進めます。
- ・中山間地域においては、地域の特性を生かした農業の活性化を図るため、イチゴ等の野菜、茶、果樹、花き、畜産等の高品質・高付加価値化に取り組むとともに、国内外への販路拡大を進めます。また、生産環境基盤を含めた総合的な整備を進めます。
- ・東紀州地域を中心としたかんきつ産地では、新規就農者の受入体制整備や定着に向けた園地確保、省力化や夏季の高温に対応する栽培技術の導入、輸出を含めた販路の拡大等を支援します。

イ 林業の活性化と森林の総合利用

- ・当地域は、7割以上が森林に覆われ、全国有数の林業地であることから、木材生産を中心に、県土保全、水源かん養、保健休養の場などの森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林の

適正な整備を進めます。

- ・豊富な森林資源を活用した林業の成長産業化を実現するとともに、CO2吸収機能が強く花粉の少ない森林への転換に向けて主伐・再造林を促進するため、林業現場におけるスマート技術や低コスト造林の導入、成長が早く花粉の少ない苗木の生産、林道・森林作業道等の路網の効果的な整備を促進し、林業生産コストの低減による伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換に取り組めます。
- ・非住宅建築物への県産材利用の推進、建築物への木材利用を提案できる建築士の育成により県産材需要を拡大するとともに、木材製品を安定供給できるネットワークの構築に取り組み、川上から川下までの取組を一体的に進め、林業・木材産業の競争力強化につなげます。
- ・主伐や再造林、保育等の森林整備に対応できる労働力を確保するため、林業への新規就業者を確保しつつ、外国人材の受入れや異業種企業等との連携促進に取り組めます。
- ・森林空間の総合的な活用による地域の活力向上に向け、森林や山村地域の魅力を生かした自然を体験できる機会の創出や施設の整備等に取り組めます。

ウ 水産業の新しい展開

- ・将来にわたって、水産業が安定的に継承され、県民が当地域の豊かな海や水産物のすばらしさを実感できるよう、「水産資源の維持増大及び競争力のある養殖業の構築」や「多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化」、「災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築」、「豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大」に取り組めます。
- ・海洋環境のモニタリングやAI・ICTを活用した養殖生産管理、漁獲情報のデジタル化など、スマート技術の研究開発と現場実装を進めていきます。また、気候変動に対応した品種改良や新たな品種に適した養殖技術の開発を進めるとともに、伊勢湾における漁場生産力向上対策の推進、科学的知見に基づく資源評価をふまえた新たな資源管理や効果的な栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁防止対策等に取り組めます。
- ・普及指導員が中心となり、都市部の若者等を当地域の漁業に呼び込む仕組みや漁師塾の支援により新規就業者の定着を図るとともに、漁業経営体の協業化・法人化による経営基盤の強化、高齢者や女性など多様な担い手による新たな就労の創出、AI・ICTを活用した作業の効率化・省力化による働き方改革に取り組めます。
- ・漁業の生産基盤となる漁港施設及び漁港海岸保全施設の地震・津波・高潮対策や長寿命化、高度衛生管理型市場の形成、水産生物の生育場となる藻場・干潟の造成、水産多面的機能発揮の活動支援等に取り組めます。また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用に向けた取組を支援します。
- ・伝統ある海女漁業や当地域発祥の真珠養殖の魅力発信に取り組むとともに、当地域産水産物のブランド化等による高付加価値化、大都市圏の市場関係者と連携した物流ネットワークの形成、輸出促進等の県産水産物の販路拡大に取り組めます。

エ 農山漁村の振興

- ・農山漁村の活性化を図るため、豊かな地域資源を活用した多様な労働機会の創出や、「農泊（農山漁村滞在型旅行）」推進などによる都市等との交流の促進に取り組むとともに、6次産業化及び地産地消の推進、食の関連事業者等多様な主体との連携による商品開発等新たな価値の創出及び魅力発信の促進、多面的機能の維持・発揮を図る地域活動への支援に取り組めます。
- ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村地域における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動、中山間地域等における持続的な農業生

産活動、環境保全効果の高い営農活動の支援に取り組みます。

- ・野生鳥獣による農林水産業への被害の減少や生活環境に係る被害の防止等に向けては、侵入防止柵の整備等を進める「被害対策」、生息調査や捕獲を進める「生息管理」及びこれらの取組を強化するための基盤となる集落ぐるみの「体制づくり」を進めます。捕獲した野生獣は、有効に生かすため「獣肉等の利活用」に取り組みます。

（２）地域資源等の活用による産業振興等

①現状及び課題

ア 新産業の誘致・育成支援

- ・当地域の北部においては、松阪市、多気町、伊勢地域に企業集積があるものの、南部は地理的条件から企業進出は少なく、当地域全体としての産業集積は低い状況にあります。一方で、幹線道路の整備により、地域内の移動、地域外からのアクセス、防災、減災機能などが改善し、当地域の事業環境は向上しつつあります。

イ 伝統産業・地場産業の振興

- ・伝統産業・地場産業は、地域の伝統や技術、原料など、風土に根付いた魅力を生かした産業であり、地域の雇用を確保し、地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たしています。今後も経済的社会的環境の変化に対応して、経済の持続的な発展に寄与していくことが求められています。

②取組方向

ア 新産業の誘致・育成支援

- ・当地域の市町、金融機関、県等が連携して、総合的な産業振興支援を進めることにより、製造業、地域資源を活用した産業、質の高い宿泊施設の立地など、多様な産業の誘致・育成を促進します。

イ 伝統産業・地場産業の振興

- ・特に中南勢、東紀州地域においては、豊かな農林水産資源をはじめ歴史・文化資源に育まれた地域の特徴をふまえ、ソフト部分の要素を加味した産業振興を図るとともに、脈々と受け継がれてきた伝統工芸品などの地域産業資源を活用した付加価値の高い商品の開発や販路開拓、後継者の確保と技術の伝承・向上への取組を支援します。

（３）観光の開発

①現状及び課題

- ・観光産業は、その経済効果が幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、特に当地域においては観光が重要な産業となっていることから、観光産業の持続的な成長によって経済効果が地域経済や雇用へ波及することが期待されています。
- ・地域住民をはじめ地域全体で旅行者の受入れ機運を高めていくほか、経済面、社会・文化面、環境面を総合的に考慮した地域の持続可能な観光地経営を支援していく必要があります。
- ・旅行者が地域の文化にふれ、住民との交流や、豊かで深い体験を味わうことは、長期滞在やリピーターの獲得につながることで期待できるため、長期滞在に適した受入環境の充実や当地域ならではの地域資源を生かした体験コンテンツの磨き上げなど、滞在型観光の推進に向けて取り組む必要があります。
- ・人口減少及び少子高齢化の進展による国内市場の縮小や観光産業の担い手不足等の課題への対応とともに、旅行スタイルの変化や旅行ニーズの多様化にも対応していくため、観光産業に

おけるDXを推進するとともに、データに基づいた観光マーケティング・マネジメントに取り組んでいく必要があります。

- ・当地域の認知度をさらに高め、観光地として選ばれ続けるために、当地域の強みを生かした戦略的な観光プロモーションを展開し、国内外からのさらなる誘客に取り組むことが必要です。

②取組方向

- ・「三重県観光振興基本計画」に基づき、当地域が国内外の旅行者におすすめしたい観光地になるよう、質が高く持続可能な観光地づくり、当地域の強みを生かした戦略的な観光誘客の推進、魅力的な観光産業の確立に取り組めます。
- ・国内外の旅行者が快適に過ごせる環境を整えるため、バリアフリー観光の推進や高付加価値旅行者層の多様なニーズに対応できる観光ガイド人材の育成・確保、上質な宿泊施設の誘致等に取り組めます。また、伊勢志摩国立公園や吉野熊野国立公園をはじめとする自然資源や伊勢神宮、斎宮、熊野古道伊勢路といった歴史・文化資源等、当地域ならではの観光資源を生かした滞在型観光を推進するため、地域のDMO等による滞在型の観光コンテンツの磨き上げや地域ブランディング等の取組を支援します。併せて、観光マーケティングデータの収集・分析に取り組むとともに、DMOによる戦略的な観光地づくりを支援します。
- ・首都圏等の大都市圏からの誘客を図るため、多様な手段を活用した観光プロモーションを展開し、当地域の認知度向上に取り組めます。
- ・海外からの高付加価値旅行者の誘致を促進するため、奈良県や和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファムトリップの実施等に取り組めます。また、G7伊勢志摩サミット及びG7三重・伊勢志摩交通大臣会合などの開催実績を生かし、地域の発展に資するテーマのMICEや当地域の産業の特性を生かした産業観光の誘致に取り組めます。
- ・魅力的な観光産業の確立のため、経営課題の解決に向けたセミナーの開催等を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援するほか、当地域の観光産業の魅力について情報発信に取り組めます。

3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

(1) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

①現状及び課題

ア U・Iターン就職の促進

- ・若者のU・Iターン就職を促進するため、県内企業情報や三重で暮らし、働く魅力について発信し、「県内企業への就職」という選択肢を若者へ提示する必要があります。

イ 若者の雇用対策及び県内定着支援

- ・就職活動を取り巻く環境の変化に対応するため、「おしごと広場みえ」のオンラインサービスについて、県内外大学等と連携しながら大学生等に周知する必要があります。

ウ 多様な働き手の確保

- ・出産・育児期の女性の労働力率低下（M字カーブ）や年齢階層別の女性の正規雇用比率低下（L字カーブ）の解消のため、妊娠・出産等を機に離職された女性の再就職や、仕事と子育てを両立しながら働く女性の就労継続に向けて、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を引き続き実施していく必要があります。
- ・高齢者や外国人などの人材が能力を発揮することができるよう、地域の中で活躍し安心して働き続けられる職場環境づくりに関係機関と連携して取り組むことが必要です。加えて、雇用のセーフティネットとして、雇用に対する労働相談や離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させることが必要です。
- ・障がい者の法定雇用率を達成できない企業が依然として多いことから、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

エ 副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の促進

- ・DXの進展によってICT関連産業への就職を希望する若者が増えたり、場所を選ばない働き方が実現できるようになったことなどは、当地域が強みを持つ「自然」「風景」を売りにしたワーケーションやリモートワークなどの新たな働き方を誘致・提案していくうえで追い風となっています。
- ・一方で、人口急減地域では、農林水産業をはじめ、年間を通じて安定した業務量がない仕事もあることから、安定的に収益を得る仕組み（兼業、副業等）の検討・導入が必要です。

②取組方向

ア U・Iターン就職の促進

- ・就職支援協定締結大学と連携し三重県出身学生へ就職支援情報等を提供するとともに、「美し国みえ移住相談センター」において、働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うほか、就職相談セミナー等を開催するなど、U・Iターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。

イ 若者の雇用対策及び県内定着支援

- ・国等の関係機関と連携し、「おしごと広場みえ」において、当地域内中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と中小企業との一層のマッチングを図ります。

ウ 多様な働き手の確保

- ・仕事と子育て等との両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの取組を進め、女性が活躍できる環境整備に努めます。
- ・高齢者や外国人が希望する職につけるよう、就労に関する必要な知識の習得等を支援するセミナー等を開催するとともに、安心して就労できる職場づくりの支援やマッチングの場等を提供します。加えて、雇用のセーフティネットとして、労働相談窓口の運営や職業訓練など職場定着に向けた支援を行います。
- ・障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進を図るため、関係機関や企業等と連携し、職業訓練や職場定着に向けた支援を行うとともに、セミナー等を実施します。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など多様で柔軟な働き方の普及に努めます。

エ 副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の促進

- ・当地域が持つ強みを生かした、副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方のモデルを確立します。
- ・豊かな人生の実現につながる働き方を実感してもらうため、二地域居住やワーケーション等も含め、デジタルツール等を活用した当地域での働き方の提案と、その実現に必要な環境の整備を進めます。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源確保対策

①現状及び課題

- ・当地域は、水資源には比較的恵まれており、現時点で新たな水源開発用ダムなどの計画はないものの、近年の気候変動による安定的な水供給への影響が懸念されています。

②取組方向

- ・今後の水需要の動向も見極めながら、河川の維持流量の確保にも配慮しつつ、他用途水の有効利用、隣接する地域からの導水等による対応について、水循環基本計画に基づき検討します。

(2) 水資源の利用

①現状及び課題

- ・本県の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少による水道料金収入の減少、施設・管路の老朽化対策、発生が予測される南海トラフ地震対策としての施設・管路の耐震化など、今後、厳しくなっていくことが予測されます。こうした中、県民生活に必要不可欠なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づき経営基盤を強化する必要があります。

②取組方向

- ・将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくため、地理的要因や各水道事業者の経営状況を考慮し、市町と十分な協議を行った上で広域化の段階的な実現に取り組めます。

5 生活環境の整備

(1) 住宅の整備及び空き家の活用

①現状及び課題

- ・当地域においては、人口減少の進展に伴い、空き家が増加しており、中でも適切に管理されていない空き家が増加していることが課題となっています。また、引き続き、県営住宅を住宅に困窮する低額所得者に提供する必要があります。

②取組方向

- ・増え続ける空き家の課題解決に向けて、市町と緊密に連携しながら、UIJターン者など移住者への空き家の活用や危険な空き家の除却等に取り組みます。
- ・県営住宅については、当地域の市町の公営住宅の状況やニーズ等をふまえ、計画的に建替えや改修等を行うなど、必要な住戸の確保に努めます。また、県営住宅の空き住戸を移住者向け住宅として提供します。

(2) 污水及び廃棄物の処理

①現状及び課題

- ・生活排水処理施設整備については、令和5(2023)年度末において三重県の整備率が89.6%であるのに対し、当該地域16市町のなかで12市町が80%未満、そのうち4市町は50%未満と県平均の整備率に比べて低位となっています。
- ・下水道については、伊勢市、松阪市など10市町が公共下水道事業を実施しており、県においても中勢沿岸流域下水道、宮川流域下水道の整備に取り組んでいます。
- ・効率的な污水处理施設の整備のための国土交通省、農林水産省、環境省による三省通知に基づき、令和8(2026)年度末までの施設の概成に向けて地域間格差を解消するための取組が進められているものの、伊勢市、松阪市、明和町、玉城町、大台町、御浜町においては今後も下水道整備が必要な状況となっています。
- ・持続可能な循環型社会の構築に向け、3R(発生抑制、再使用、再生利用)にRenewable(再生可能資源への代替)を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進める必要があります。
- ・人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進行する当地域において、将来の人口減少や社会情勢の変化をふまえた中長期における一般廃棄物の持続可能な適正処理の確保に向けた市町のごみ処理広域化・集約化の取組を進める必要があります。

②取組方向

- ・三重県生活排水処理アクションプログラムに基づき、令和8(2026)年度以降においても下水道が未整備の地区において整備を継続します。
- ・市町が整備する公共下水道の進捗にあわせ、県においては中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)、宮川流域下水道(宮川処理区)の施設整備を実施し、生活環境の向上に努めます。
- ・浄化槽の設置者に補助を行う市町や、公営事業として高度処理型浄化槽等を設置し維持管理を行う市町に対して助成を行うことにより、生活排水処理施設の整備率向上を図ります。
- ・新しい技術を積極的に活用し、さまざまな主体と課題を共有し、市町との密な連携や事業者等の自発的な参画を得ながら、パートナーシップで「3R+R」に取り組みます。
- ・循環関連産業を振興し、資源循環と経済の好循環を生み出すとともに、事業者の先導的な取組と併せて県民の皆さんの行動変革を促し、地域の資源を持続可能な形で活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組みます。

- ・市町等と連携して中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化・集約化の調査・検討を進めます。

(3) 都市公園の整備

①現状及び課題

- ・豊かでゆとりのある都市基盤の整備を図るうえで、都市公園は市民の活動の場、憩いの場の形成、快適で個性豊かな地域づくり、良好な都市環境の基本的要素となるものですが、高度化・多様化する利用者ニーズへの対応が課題となっています。

②取組方向

- ・大仏山公園、熊野灘臨海公園において、利用者ニーズをふまえた計画的な施設の再整備を行い、誰もが快適に過ごせる空間となるよう効率的・効果的な運営管理を行います。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保

①現状及び課題

- ・人口減少や高齢化が進行している当地域において、住民が健康で安心して暮らすためには、医療を受けられる機会を確保することが必要です。
- ・陸路でのアクセスに相応の時間を要する当地域の特性をふまえると、救急医療体制の充実や地域の中核的な病院等による支援、関係機関の連携体制の構築が必要です。
- ・当地域は、医師や看護職員が不足している状況にあることから、医療提供体制の維持のため、医師や看護職員の確保が課題となっています。
- ・当地域にはへき地診療所が多数存在していることから、代診医等による支援体制を維持していくことが必要です。

②取組方向

- ・当地域における地域医療構想もふまえ、地域の中核的な病院をはじめとする医療機関間の連携を図り、地域住民に対する医療提供体制の整備を進めます。
- ・三重県のドクターヘリだけでなく和歌山県や奈良県のドクターヘリを活用するなど、他地域、他県との広域的な連携を進めることにより、当地域の救急医療体制の充実を図ります。
- ・修学資金貸与制度の活用等により医師や看護職員の確保を図ります。
- ・医師の地域偏在の解消を図るため、地域枠医師や医師修学資金貸与者等に三重県キャリア形成プログラムの活用を促し、三重県地域医療支援センターを通じて医師不足地域への派遣調整を行います。
- ・三重県へき地医療支援機構の代診医派遣制度により、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ代診医の派遣を行うとともに、無医地区等への巡回診療を支援します。
- ・へき地における受診機会の確保のため、オンライン診療等の遠隔医療の導入を支援します。

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

(1) 介護サービスの確保

①現状及び課題

- ・高齢化が進行している当地域において、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができるよう介護サービスの確保及び充実を図ることが重要です。
- ・今後、施設サービスを必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれることから、施設整備を着実に推進していくとともに、各施設において入所基準に沿った適切な入所決定が行われる必要があります。
- ・令和7(2025)年には団塊の世代全てが75歳以上となり、さらに、令和22(2040)年にかけて要介護認定率が特に高くなる85歳以上高齢者が大きく増加する一方で、サービスの担い手の中心である生産年齢人口は減少し、介護職員も不足すると見込まれ、介護人材確保の取組をさらに進めていく必要があります。

②取組方向

- ・介護人材の確保・定着を図るため、介護職員の処遇改善、介護職場の魅力発信や介護助手の参入促進、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した職場環境改善、介護福祉士修学資金の貸付による人材育成への支援など、介護人材の確保対策に総合的に取り組みます。
- ・国内人材の確保等の取組を講じてもお人手不足は深刻化している状況にあることから、外国人介護人材の確保の取組を強化し、県内の介護施設等で就労を希望する外国人介護人材と受入希望施設等とのマッチング支援や受入施設等の環境整備への支援等に取り組みます。
- ・介護人材が不足する中、介護現場の生産性向上を図るため、介護サービス事業所における介護ロボット・ICTの導入支援や、相談対応、伴走支援等に取り組みます。
- ・施設サービスの必要性が高い高齢者が円滑に介護施設等に入所できるよう、市町と連携し、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、特別養護老人ホームにおける入所基準の適正な運用に取り組みます。

(2) 障害福祉サービスの確保

①現状及び課題

- ・障がい者や障がい児の日常生活や社会生活等を総合的に支援するため、障がい者や障がい児への障害福祉サービス等の適切な提供、相談支援専門員をはじめとする従事者の確保や事業所等の整備、当該障害福祉サービス等の内容の充実等を図ることが必要です。

②取組方向

- ・グループホームなどの居住の場や、重度障がい児・者を対象とした日中活動の場の整備を促進していきます。また、相談支援従事者研修などにより、障害福祉サービス等に携わる職員の人材育成を図ります。
- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がい者の就労支援、スポーツ・文化活動への参加機会の拡充などの取組を進めます。さらに、障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働などのさまざまな分野と連携した施策を推進します。

8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

①現状及び課題

- ・県南部に位置する当地域は、北部に比べて高齢化率や高齢夫婦・一人暮らしの高齢者世帯の割合が非常に高い状況にあります。
- ・令和22(2040)年には、高齢者の人口がピークを迎えるため要介護認定者のさらなる増加が推測され、認知症高齢者の増加も懸念されます。
- ・人口減少や少子高齢化の進行、従来型の地域コミュニティの縮小、デジタル化の進展などにより、子どもが地域社会で様々な人と関わる機会や、多様な体験をする機会が減っています。
- ・共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立に対する支援の重要性が高まる一方で、地域における支え合いや、人と人とのつながりを求める人が少なくなっており、子育て家庭の孤立化が進んでいることが懸念されます。

②取組方向

- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。
- ・具体的には、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町を支援するとともに、広域的な観点から必要な在宅・施設のサービス基盤整備の充実に努めます。
- ・高齢者の社会参加、生きがいづくりや健康づくりを促進するため、社会福祉協議会や老人クラブ等の活動を支援します。
- ・認知症への理解を深め、初期の段階から適切に対応していくため、認知症疾患医療センターの充実や医療・介護の連携を進めるとともに、認知症サポーターや認知症コールセンター事業など認知症の人や家族を地域で支える支援体制の構築を図ります。
- ・子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、子ども食堂やみえ次世代育成応援ネットワークをはじめとするさまざまな主体と連携した取組などを通じて子どもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充に取り組みます。
- ・地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。
- ・同時に2人以上の妊娠・出産・育児をする多胎児妊産婦は、多胎児ならではの困難さに直面することも少なくない一方、市町単位では事例数も多くないため、県として広域での多胎教室や多胎家庭の交流会を開催し、切れ目のない支援につなげます。

9 教育及び文化の振興

(1) 教育の振興

①現状及び課題

・進行する少子化などの社会状況の変化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会と捉え、県立高等学校活性化計画を推進するとともに、ICTの活用により、生徒にとって魅力のある教育環境を整備し、地域の将来を担う人材の育成と確保を進める必要があります。

②取組方向

- ・子どもたちが地域の良さを理解し、誇りを持って語ったり、地域への愛着や関心を持ち、地域の成長・発展に貢献しようとする思いや考えを深めたりすることができる力を身につけられるよう、地域・学校の実情に応じた取組の実践を推進します。また地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、地域と連携した郷土教育・キャリア教育を推進します。
- ・県民ニーズに応じた県立学校の体育施設の開放を推進します。
- ・中学校卒業者数減少が見込まれるとともに、生徒の学びのニーズが多様化している中、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒にこれからの時代に求められる学びを提供し、生徒の社会性・人間性を育む場であり続けられるよう、国の教育改革の動向もふまえながら、県立高等学校活性化計画に基づき、これからの子どもたちにとって魅力ある高等学校のあり方やさらなる活性化について検討し、実現していきます。
- ・GIGAスクール構想で整備された学習用端末、ネットワークやクラウドアカウント等の学校ICT環境について引き続き整備・拡充に加え、児童生徒や教職員の情報活用能力の向上を図り、時間や距離の制約にとらわれない学び・活動を進めていきます。

(2) 文化の振興

①現状及び課題

- ・現代社会では、ゆとりと豊かさが実感できる文化を振興することが求められています。当地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、鳥羽・志摩の海女漁など、様々な歴史的・文化的資産を有しています。これらの資産を保存・活用しながら、自然保護に配慮しつつ、魅力あふれる地域文化の振興を図ります。
- ・人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されていることから、社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- ・誰もが学びたいときに学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められていることから、自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげることができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。

②取組方向

- ・地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、人々との関わりの中で培われた「紀伊山地の霊場と参詣道」は、その歴史的資産と文化的景観が高く評価され、平成16(2004)年7月に世界遺産に登録されており、人類のかけがえのない共通の財産として、大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。
- ・熊野古道は、伊勢神宮と熊野三山を結ぶ古道として、周辺環境と一体となった保全と活用を図ります。また、熊野古道を貴重な教育資源と捉え、子どもたちが古道を歩き、その歴史や文化などを調べる体験的な学習の機会を設けることなどにより、当地域に対する理解を深め、地域の文化を継承していこうとする資質を養います。

- ・地域における人々の生活・生業及び信仰の特色をよく残している重要無形民俗文化財の「鳥羽・志摩の海女漁の技術」など、当地域に残る史跡や民俗文化財についても保存・活用に努めます。
- ・居住する地域などにかかわらず、誰もが文化にふれ親しんでもらえるよう、アウトリーチ活動の推進に取り組めます。
- ・地域の活力の向上に資するよう、多様で特色ある文化資源を生かした地域活性化の支援に取り組めます。
- ・主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行うとともに、魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供します。
- ・当地域は国史跡斎宮跡を有しており、史跡整備を行うとともに、特色ある歴史・文化の全国発信を進めていきます。

10 自然環境の保全及び再生

(1) 自然環境の保全及び再生

①現状及び課題

- ・当地域は国立公園、国定公園などの自然公園に指定され、優れた自然環境や景観に恵まれており、地域にとって重要な資源の一つとなっています。その一方、開発が進むことによる自然環境への影響が懸念されます。また、地域資源を生かした適切な利用が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。
- ・伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

②取組方向

- ・自然環境の保全を進めるとともに、エコツーリズムなど、地域資源である自然環境や景観を適切に生かした利活用を推進します。
- ・生物多様性パートナーシップ協定の取組を進めるとともに、30by30目標もふまえ、本県では既に陸域目標は達成していますが、既存の保護地域以外で生物多様性に貢献している地域(OEC M)のさらなる増加のため、自然共生サイトの普及にも取り組みます。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進します。また、森から川、海へのつながりを意識した広域的な活動が広がるよう、引き続き、さまざまな主体と連携して、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

①現状及び課題

- ・三重県の県庁所在地である津市の令和2(2020)年度における日照時間は、年間2,174 時間で、全国の県庁所在地では第9位です。このように三重県は比較的日照条件に恵まれており、こうした地域特性を生かして、太陽光発電の導入が進められています。
- ・風力発電には、年平均風速5.5m/s 以上の風が吹く地域が適地であるとされています。三重県では県土の概ね3分の1(面積約 1,800 km²)が、このような風の吹く地域であり、こうした地域特性を生かして、風力発電の新設や増設が進められています。
- ・森林面積が37万ha(約3,700km²)と、県土の概ね3分の2を占め、木質資源に恵まれていることから、未利用間伐材の活用をはじめ、木質バイオマス発電施設の整備が進められています。
- ・太陽光発電施設や風力発電施設などの設置にあたって、自然環境影響等への懸念等が高まっており、設置の適地が少なくなっていることから、洋上風力発電や中小水力発電などの導入の検討も必要です。

②取組方向

- ・環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。具体的には、当地域の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電(洋上風力発電を含む)など、地域住民のくらしや自然環境、景観に配慮するなど地域との共生が図られることを前提に6種類の再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・家庭用を含む電力小売り自由化により、個人・事業者の電力購入の選択肢が広がったこともふまえて、太陽光、バイオマスなどの地域資源を生かして、地域で電力や熱などのエネルギーを生み出し、それを地域で消費することで地域活性化につながる「地産地消型のエネルギーシステム」の導入を進めます。

1 2 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 国内の地域との交流の促進

①現状及び課題

- ・当地域は本県の中でも人口減少幅がより大きく、若者の転出がより多い状況です。また、進学を希望する場合に地域を離れざるを得ない若者もいます。このため、継続的に愛着の醸成を図っていくための取組や、やむを得ず地域外に転出した後も地域との関係性を継続することのできる取組が必要です。
- ・コミュニティ活動を進める担い手の不足により、地域のイベント継続が難しくなるなどの事態になっている地域もあります。人口減少下での「賑わい」の維持・創出に向けて、地域を訪れる人の流れを継続的に創出していく必要があります。
- ・熊野古道伊勢路は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する「熊野参詣道」(中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路)の一つであり、三重県伊勢市の「伊勢神宮」と和歌山県の「熊野三山」の二大聖地をつなぐ、世界でも珍しい「道」の世界遺産です。
- ・熊野古道伊勢路には文化的景観や歴史等、様々な魅力がありますが、それらの魅力を発信する取組を、市町及び観光・商工団体や世界遺産を構成する奈良県、和歌山県等と連携しながら、効果的に進める必要があります。

②取組方向

- ・意欲的な若者に対して地域課題解決のために活動する機会を提供し、「地域だからこそできる自己実現」を体感する機会を作るとともに、地域との関係性の構築・継続を支援します。
- ・地域の賑わいをつくってきた祭り等の維持・活性化に向けて、地域の人びとと地域外の人びとが共に活動する仕組みづくりを支援することで、当地域を訪れる人の流れを創出します。
- ・市町及び観光・商工団体等と連携し、熊野古道伊勢路の峠道ごとの魅力や周遊コースの情報発信等を行うとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する奈良県、和歌山県と連携して、効果的なプロモーション、案内機能の強化を進めることによって、伊勢路全体の来訪促進に取り組みます。

(2) 国外の地域との交流の促進

①現状及び課題

- ・当地域には、伊勢神宮をはじめ、「道」の世界遺産である熊野古道、日本有数のリアス海岸である英虞湾、海女など、世界に誇れる歴史・文化・自然、伝統、食などが数多く存在しています。こうした豊かな地域資源を活用し、当地域の魅力を効果的に発信することで、国外の需要を取り込み、交流を促進させる必要があります。
- ・平成28(2016)年に開催された主要国首脳会議(G7伊勢志摩サミット)や令和5(2023)年に開催されたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合を開催した実績があります。これらの好影響(レガシー)を三重の未来に生かし、本県が国際展開を持続的に推進していくには、国際的な視野を持ち、当地域で活躍する人材の育成に継続的に取り組む必要があります。

②取組方向

- ・当地域は、歴史・文化、自然、伝統、食など多種多様な地域資源を有しており、これらを活用し、国外に当地域の魅力を効果的に発信していきます。
- ・姉妹・友好提携等に基づく自治体間交流や学校間の交流、各国大使館・領事館等と連携した活動、JICAなどの関係機関と連携した事業実施など、県が有するネットワークを活用し、県民が世界に目を向けるきっかけとなるよう、さまざまな国際交流の機会を提供します。

1 3 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進

①現状及び課題

- ・移住の促進については、平成27(2015)年4月から東京に設置している移住相談センターや、大阪及び名古屋での相談会などにおいてきめ細かな相談対応を行うとともに、移住者を受け入れる体制の整備など、市町と連携した取組を進めています。引き続き市町と連携した取組を進めるとともに、人口減少の進行により、地域社会の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されることから、移住者の定着や移住促進の取組を地域の活性化にもつなげていく必要があります。
- ・全国的に移住促進の取組が進められる中で、当地域が「選ばれる地域」となるためには、これまでの取組に加えて、若い世代をはじめとする地方への関心の高まりや、テレワークなど場所を選ばない働き方など、新たな動きをふまえて戦略的に取り組むことが必要となります。
- ・移住希望者が安心して当地域に移住し、暮らし続けていけるよう、市町の移住者を受け入れる態勢を充実させる取組を支援する必要があります。
- ・二地域居住の促進については、令和7(2025)年7月に三重県広域的地域活性化基盤整備計画(二地域居住)を策定しました。紀伊地域の市町でも地域の特性を生かした計画(特定居住促進計画)を策定し、受入及び支援を行う動きがあります。

②取組方向

- ・相談員による対応に加え、AIを活用した移住相談システムを導入して、幅広い層への相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、ホームページ等により、当地域の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信を行います。また、移住希望者と地域の人たちが継続的につながる取組の充実や、持続可能な地域づくりにつながる移住という視点から、県外の若者と地域づくりに取り組む人びととの交流・連携を促進するとともに、受入れ側の気運醸成と態勢の充実などに取り組めます。
- ・移住先として選ばれる地域になるよう、自然や食、都市部への利便性など、「三重ならではの暮らしやすさ」の新たな魅力を積極的に発信するとともに、アプローチすべき対象や地域を明確にします。若い世代をはじめとする移住希望者の関心が高いテーマでのセミナー開催、三大都市圏での情報発信の充実、テレワークなど場所を選ばない働き方における暮らしの拠点として選ばれるよう、企業へのアプローチなどに取り組めます。
- ・市町の担当者会議や研修会を通じて、市町との連携を深めるとともに、県の持つ広域性、専門性などを生かし把握した、他県の取組事例の調査・分析結果や、移住促進や二地域居住促進における課題や効果的な手法等について共有することで、移住者を受け入れる態勢の充実や、人の流れの創出・拡大に向けた市町の取組を支援します。

(2) 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

①現状及び課題

- ・今後も人口減少が継続することを前提として、国においても「ふるさと住民登録制度」など関係人口に着目した取組が進められています。特に人口減少が著しい当地域においては、地域内人材と関係人口がともに活動することで相乗効果をもたらす取組を一層進める必要があります。
- ・地域外の人びとの力も借りながら地域づくりに取り組む人びとが地域に存在することに着目し、そうした取組を支援することで、地域づくりを担う人材の育成や関係人口の活動の深化を進めるとともに、地域に貢献する企業や社会の仕組み(CSR、Jクレジット、企業版ふるさと納税、地域活性化起業人等)を活用し、地域内外のチカラを結集して地域を支える仕組みを作っていく必要が

あります。

②取組方向

- ・当地域固有の資源や価値を生かし、地域の人びとが主体となって取り組む活動及びネットワーク化を支援し、持続可能な地域づくりを進めます。
- ・地域の活性化のために「挑戦」や「変革」をめざす人びとが、半島地域でスモールビジネスの起業等を起こす取組を支援することで、これに賛同する人びとが地域内外から集まるような「人が人を呼び込む好循環」を作ります。
- ・地域外の人びとが関係人口として地域と関わるきっかけとなる様々な情報を発信・提供します。特に、地域内人材と関係人口が広域的につながり、新たな活動を創出していくためのコーディネート機能の充実に取り組みます。
- ・当地域を応援する地域内外の企業と市町のさまざまな主体との連携を進めます。
- ・民間企業のノウハウや知見を取り入れ、地域の活性化を図るため、地域活性化起業人や企業版ふるさと納税などの制度について、市町への情報提供や助言等を行います。
- ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員や隊員受入市町への研修等の開催によるサポートを展開します。

1 4 半島防災のための施策

(1) 半島防災のための国土保全施設、避難施設等の整備

①現状及び課題

- ・令和6年能登半島地震では、地震の揺れや津波によるインフラ等の大規模な損壊に加え、山がちな半島の先という特性からくる代替ルートของ少なさ、これによるライフラインの寸断・途絶などにより甚大な被害が生じ、その後の豪雨災害も含め、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りになるとともに、対策の重要性が再認識されました。
- ・当地域は、急峻な地形が多く、令和6年能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似しています。また、全国的にも有数の多雨地域であるほか、台風の常襲地域であるため、これまでも台風や豪雨等による浸水被害や土砂災害発生の危険性が高い地域として知られていましたが、近年の気候変動に伴い、風水害が局地化・集中化・激甚化する傾向にあり、さらにその危険性は高まりつつあります。
- ・南海トラフ地震については、切迫性がますます高まる中、令和7(2025)年3月に公表された国の南海トラフ地震の被害想定見直しでも依然として大きな被害が想定されており、防災・減災対策の取組を強化する必要性が再認識されました。南海トラフ地震が発生した場合、当地域は、震度6を超える大きな揺れに襲われるだけでなく、短時間で巨大な津波が到達し、広域にわたって甚大な被害が生じることが想定されています。
- ・南海トラフ地震の発生から津波到達までに時間的余裕がない地域においては、住民や観光客等が津波被害から避難できるよう津波避難タワー等の津波避難施設の整備を進める必要があります。
- ・孤立した場合に備え、備蓄倉庫、非常用電源設備などのさらなる整備とともに、避難生活や救助活動に必要な情報通信設備の確保を図る必要があります。
- ・激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震災害に備え、令和6年能登半島地震から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることが必要です。
- ・住民の安心・安全を確保し、国土強靱化に資するため、山地災害の未然防止が求められています。また、災害時に市町道などの代替路となる林道の役割が高まりつつあります。

②取組方向

- ・防災体制の強化を進めるため、県の総合計画や地域防災計画等に基づく取組を推進していきます。
- ・津波避難施設の確保に向けて、市町が取り組む津波避難タワーや避難路など津波避難施設の整備を支援します。
- ・孤立した地域が自立的な避難生活を行えるよう、市町による備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政無線設備、通信設備、災害時に活用が期待される防災用井戸の整備を支援します。また、県庁舎、市町各広域防災拠点等に配備されている防災行政無線設備を更新し、適切な維持管理を行います。
- ・道路事業については、半島地域が三方を海に囲まれている等、厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化の観点をもふまえ、災害を防除し、軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、半島振興対策実施地域において、半島防災のための道路の整備を進めます。また、緊急時の輸送経路の確保、その他の災害応急対策並びに災害復旧の迅速かつ的確な実施、被害の未然防止、避難の円滑化等のために整備を進めます。具体的には、「Ⅰ 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保」における交通施設の整備の内容を推進します。
- ・伊勢湾口道路(三遠伊勢連絡道路)及び東海南海連絡道については、国の「第三次国土形成計

画」において、長期的視点から取り組むとされていることから、引き続き、国の動向を注視するとともに、太平洋新国土軸構想の実現に向けた国への働きかけを行っていきます。

- ・河川事業については、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等をふまえ、堤防の整備、ダムの建設等の対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進します。
- ・河川の整備については、浸水被害から地域住民の安全・安心な生活を守るため、三渡川、百々川、桧尻川、大内山川、前川、志原川、神内川等において河川堤防や護岸の整備を推進します。また、加茂川流域の治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダム建設を推進します。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、宮川や銚子川等において河川の堆積土砂撤去を推進します。また、地震・津波対策として、笹笛川、大堀川等において河口部の大型水門や排水機場の耐震対策を推進します。
- ・海岸事業については、海岸保全施設の整備においては、地域中枢機能集積地区や重要交通施設が存在する地区において、高潮や高波による被害を防止するため、宇治山田港海岸で堤防の改良や養浜を行い、また、浜島地区及び井田地区海岸で沖合施設の整備を推進します。さらに、高潮や高波に加え、大規模地震や津波の被害軽減を図るため、鳥羽港海岸、的矢港海岸、相賀浦地区海岸、長島港海岸で耐震対策を進めるとともに、津波発生時の防潮扉閉鎖作業の安全性を高めるために、廃止や常時閉鎖を推進します。
- ・砂防事業については、近年の激甚化・頻発化する風水害や地震災害により発生が懸念される土砂災害に対して、要配慮者利用施設や避難所の保全、緊急輸送路を含む重要交通網などの保全、安全なまちづくりへの寄与といった観点から優先度を定め、柏野地区、引作地区等においてがけ崩れによる被害を防止する擁壁、法枠等の施設整備として急傾斜地崩壊対策事業、長谷、万所谷川、林ノ谷東、東地川等において土石流による被害を防止する砂防えん堤や溪流保全工の施設整備として砂防事業、上野地区等において地すべりによる被害を防止する地すべり対策事業といった土砂災害から被害を防止するための土砂災害防止施設整備に取り組めます。また、既存の砂防えん堤に堆積した土砂の撤去に係る取組を進めます。
- ・河川事業、海岸事業、砂防事業については、住民の生命・財産を守り、経済活動を支えるとともに、災害時・平常時を問わず、安全・安心なインフラ機能が確保されるよう「長寿命化計画」や「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、インフラの老朽化対策に係る取組を進めます。これらの各種取組は「三重県国土強靱化地域計画」で設定した実施箇所において、推進に取り組んでいきます。
- ・下水道事業については、豪雨や津波に伴い施設の周囲が浸水した時であっても適切に汚水を排除できるように、ポンプ場や処理場の施設の浸水対策を進めます。また、大規模地震の発生リスク、インフラメンテナンスのあり方をふまえつつ、下水道施設の強靱化を図るための老朽化対策、地震対策を進めます。
- ・急峻な地形及び断層による脆弱な地質構造の地理的要因に加え、台風や局地的な豪雨、及び大規模な地震などによる山地災害を未然に防ぐため、荒廃山地の復旧を図るとともに、山地災害危険地において治山施設の整備を行い、山地災害から県民の生命・財産を保全します。
- ・災害時に市町道などが被災した際に代替路となる林道整備に取り組めます。
- ・農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあることから、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に取り組むとともに、ICT活用による管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めます。

（２）防災体制の強化

①現状及び課題

- ・切迫性が高まっている南海トラフ地震に備えるため、全県を挙げて南海トラフ地震対策を推進していくための体制を整備する必要があります。
- ・南海トラフ地震等による津波が発生した場合の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制の整備を推進する必要があります。
- ・能登半島地震後に輪島市で発生した大規模火災では、川底の隆起、消防水利の損傷等により、地上隊による消火が困難となったことから、空中消火などを円滑に対応できるようにしておく必要があります。
- ・避難施設については、避難が必要な方が躊躇なく避難できるよう、スフィア基準を満たした良好な生活環境の確保を図る必要があります。
- ・災害発生により、道路の寸断等に伴う孤立地域の発生が予想されることから、防災関係機関による救助・救援が届くまでの間の自立的な避難生活を自助・共助により送ることができるよう取り組む必要があります。
- ・大規模災害発生時の通信途絶状態においても災害対策活動でインターネット通信を用いた情報収集・共有が可能となるよう、衛星通信機器を配備する必要があります。
- ・災害の程度によっては、当該地域での生活を送ることが難しい状況に備えて、地域外への広域避難に向けた体制を進める必要があります。
- ・能登半島地震による被害が発生した地域が豪雨により被害が拡大したため、孤立地域への対応に加え、複合災害への対応も求められています。
- ・大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県が一体となって受援活動を進めることが必要です。
- ・消防団員数の減少や、平均年齢の上昇などが課題となっている消防団の充実強化を図る必要があります。
- ・地域の防災力の向上を図るため、家庭や地域において、平時から災害に対する備えや発災時における避難行動が行えるよう、家庭における防災対策の促進、自主防災組織など防災人材の育成、各地域におけるハザードの周知などに取り組む必要があります。
- ・大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部で中核となる職員を計画的に育成する必要があります。また、全ての職員が、災害時における役割を理解したうえで、組織一丸となって対応できるよう、役職などに応じた人材育成を進めていく必要があります。
- ・災害発生時には、被害情報の収集や市町の要請事項を迅速に把握する必要があります。
- ・平成23年9月の紀伊半島大水害では、河川氾濫による大規模な浸水や、多数のがけ崩れ、土石流による家屋倒壊などの深刻な被害が発生し、多くの人命が失われました。このように、三重県・和歌山県・奈良県の広い範囲で甚大な被害が発生したこともあり、南海トラフ地震等の大災害では、半島地域にある3県が連携して災害対応を行う必要があります。
- ・令和6年能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための道路啓開の強化の重要性が明らかになっています。
- ・当地域においては、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されており、地震の揺れによる住宅・建築物の倒壊から県民の命を守ることが喫緊の課題です。家屋の倒壊は生命や財産に直接的な被害を及ぼすだけでなく、避難路を寸断し、避難・救命活動や復旧・復興の妨げとなるおそれがあります。令和6年能登半島地震の教訓からも、住宅・建築物の耐震化が一層重要となっています。
- ・南海トラフ地震では伊勢志摩、東紀州地域を中心として多数の重傷者等の発生が想定されており、

発災直後から迅速に医療搬送を実施できる体制を整備する必要があります。

- ・被災想定等をふまえたDMATの必要チーム数を考慮し、厚生労働省が主催するDMAT養成研修への参加促進、三重県独自のL-DMAT養成研修を実施することで県内のDMATを養成しています。また、DMAT隊員の能力維持・向上を図るため、三重DMAT訓練を実施しています。
 - ・DWATの体制を強化するため、DWAT養成研修を実施するとともに、実際の災害対応において効果的に活動できるよう、DWATチーム員に対し実践的な研修を行っています。
 - ・全ての災害拠点病院において通常時の6割程度の発電容量のある非常用自家発電機を保有し、3日分以上の燃料を確保しています。それに対して、その他の病院では、通常時の6割程度の発電容量のある非常用自家発電機、3日分以上の燃料の確保が一部にとどまっています。
 - ・災害発生時には、一般的な避難所での生活が困難である高齢者、障がい者等の要配慮者を受け入れるための福祉避難所が必要であり、当地域においても福祉避難所の確保を進めています。
- ・県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率が全国平均と比較して低いことから、施設整備や耐震化等の機能強化を進める必要があります。
- ・南海トラフ地震発生時には甚大な津波被害が懸念される当該地域において、大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理し早期の復旧・復興を進めるためには、過去の大規模災害の教訓をふまえた訓練等を実施し、県内市町の災害廃棄物処理計画の検証・必要な見直しに繋げるなど、災害廃棄物処理体制の強化・充実に向けた取組を進める必要があります。
- ・今後起こりうる災害等の発生に備える事業継続計画（BCP）の策定は、多くの中小企業・小規模企業にとっては、事業に必要な「スキル・人手・時間」が確保しづらいことから、十分に進んでいないのが現状です。
- ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、自然災害等への備えを後押しすることは事業継続力強化のために重要であることから、商工団体等との連携を強化し、より一層BCP策定を促していく必要があります。

②取組方向

- ・令和7年度に作成する三重県南海トラフ地震被害想定をふまえ、南海トラフ地震対策を、全県を挙げて推進していくための条例を制定するとともに、被害を軽減するための具体的かつ実効性のある計画を策定します。
- ・津波による人的災害を防止するため、津波災害警戒区域の指定を推進します。
- ・自立式消火バケットの購入や、自衛隊と新たに空中消火に関する協定を締結し、安全・確実に空中消火を実施できる体制整備を進めます。
- ・避難施設においては、スフィア基準に基づく良好な生活環境を確保するため、市町による必要なベッドやパーティション等の資機材の拡充を支援します。
- ・孤立した地域が自立的な避難生活を行えるよう、市町による衛星携帯電話など情報通信手段や自家発電機の整備、飲料水・食料などの備蓄確保を支援します。
- ・大規模災害時におけるインターネット通信の耐災害性向上を図るため、衛星通信機器（スターリンク）を県庁舎等に導入します。
- ・被災した自治体と広域の自治体との間で避難者を受け入れるための計画の策定を検討し、広域避難が円滑に進むための取組を進めます。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災の体制強化のため、三重県総合防災訓練や総合図上訓練等において、孤立地域や複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、陸路が

寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施します。

- ・半島地域にある3県のさらなる連携を図り、半島防災の取組をより一層強化していくため、平成8（1996）年に締結した「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」を見直します。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害時の受援体制の整備を図る「三重県広域受援計画」を見直すとともに、計画に定める様々な関係機関との訓練や関係づくりを進めます。
- ・地域防災の中核となる消防団員の入団促進と退団抑制に向け、団員のモチベーションの維持・向上を図るため、地域コミュニティと消防団が一体となった取組等、新たな視点での取組や、活動環境の改善に向けた取組を行う市町を支援します。また、消防団員の資格取得や講習受講、消防団活動へのデジタル技術の導入を支援します。さらに、企業等に対する入団促進のための説明会等で消防団活動の普及啓発を実施するとともに、消防団活動に対する企業等の理解・協力を促進するため、消防団協力事業所の顕彰等を実施します。
- ・地域の防災力の向上を図るため、家屋の耐震化や家具固定、備蓄などの取組や、みえ防災・減災センターが行う防災人材の育成や研修による地域での防災活動の促進などの取組を進めます。また、市町によるハザードマップの更新を支援するとともに、県公式防災アプリを活用した防災情報の発信に取り組みます。
- ・災害応急対策の充実を図るため、災害マネジメント総括支援員研修など防災に関する専門性の高い研修受講を促進するとともに、職階に応じた研修や所属研修を通じて職員全体の防災力向上を進めます。
- ・被害情報の収集や市町の要請事項を迅速に把握し、円滑な支援を行うため、市町支援の専門性向上を図る研修などを実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に対し、緊急派遣チームとして職員を派遣し連携する訓練を実施します。
- ・道路啓開については、関係者で協議し、法定化された啓開計画を策定、定期的に見直しを行い、実践的な訓練等を実施します。初動を迅速化する危機管理体制の強化や資機材の整備促進に取り組みます。
- ・水防活動や災害が発生する前段階での住民自身による適切な早期避難を促すため、河川監視カメラ、危機管理水位計による河川の情報発信に取り組みます。
- ・重要港湾である津松阪港及び尾鷲港において、大規模地震発生時の津波から港湾労働者をはじめとする人員を避難させるための避難誘導計画の策定・整備を進め、大規模地震・津波などの災害による港湾機能への影響を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、港湾事業継続計画（港湾BCP）の見直しを行い、防災拠点機能の強化に取り組みます。また、港湾区域、海岸保全区域、及び一般海域において、津波や高潮等の災害時における二次被害等の要因となる放置船について、撤去を含む放置船対策に取り組みます。さらに、海岸に漂着した流木等により、堤防や水門等の機能低下を防止するため、海岸漂着物の処理に取り組みます。
- ・災害が発生する前段階での住民自身による適切な早期避難を促すため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備を支援するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を引き続き行い、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。
- ・内水による浸水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町が行う最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成支援を行っていきます。
- ・洪水や津波、土砂災害等に対する事前復興まちづくりの手法のひとつである「防災集団移転促進事業」や、指定緊急避難場所の整備（津波避難タワー等）・機能強化（マンホールトイレ等）を支援する「都市防災総合推進事業」について、市町への周知を図るとともに助言を行っていきます。
- ・南海トラフ地震等の大規模地震の発生に備え、市町と緊密に連携しながら、住宅の耐震化や耐震性のない空き家の除却の促進に取り組みます。

- ・耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震診断費、補強設計費及び耐震改修費に対し、その費用の一部を補助するとともに、市町や建築関係団体等と連携して、建築物所有者に対する耐震化の普及啓発を行い、建築物の耐震化に取り組みます。
- ・被害が特に甚大な被災地で発生する重傷者等を迅速に搬送するため、被害想定や過去の災害対応等をふまえ、災害拠点病院をはじめとする医療機関と連携した搬送体制を整備します。
- ・引き続きDMATを養成するとともに、訓練等を通じた能力維持・向上に努めます。
- ・引き続きDWATを養成するとともに、研修等を通じた能力維持・向上に努めます。
- ・BCPの考え方に基づいた病院災害対応マニュアルの整備を支援するための地域別研修会を通じて、非常用自家発電機や燃料の備蓄を促します。
- ・市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。
- ・学校施設における非構造部材の耐震対策、体育館等への空調整備、バリアフリー化を推進するとともに学校の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行い、大規模災害の発生に備えます。
- ・子どもたちが自分の命を自分で守る力を身に付けられるよう、防災学習教材の充実や教職員の指導力向上に取り組むとともに、子どもたちの発達段階や地域の実情に応じて、防災訓練や学習を進めます。そして、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、災害時の学校の早期再開を支援するため、教職員により構成される災害時学校支援チームの強化に取り組みます。
- ・社会資本整備総合交付金等を活用して、水道施設整備や水道管路耐震化等の機能強化を促進します。
- ・大規模災害時においても災害廃棄物が適正かつ円滑に処理できるよう、市町の仮置場候補地において、市町や関係団体とともに設置や運営の実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成を進めます。
- ・中小企業・小規模企業のBCP策定を促進するため、セミナー等によりBCPの必要性についての周知を強化するとともに、策定に着手しやすくなるように工夫も講じながら、商工団体等との連携を強化して取り組みます。

※なお、半島防災のための施策に関するKPIについては、別添の「紀伊地域半島振興計画（三重県地域）における半島防災のための施策に関する重要業績評価指標（KPI）」に記載します。

15 前各号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

①現状及び課題

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。県は、自ら必要な準備を行うとともに、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を勧奨することが求められます。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、令和4(2022)年に改正された感染症法に基づき、医療措置協定等を通じて、地域における役割分担や関係機関間の連携を推進し、平時から新興感染症に対応可能な医療提供体制の確保する必要があります。
- ・今後起こりうる感染症等の発生に備える事業継続計画(BCP)の策定は、多くの中小企業・小規模企業にとっては、事業に必要な「スキル・人手・時間」が確保しづらいことから、十分に進んでいないのが現状です。
- ・新たな感染症等への備えを後押しすることは事業継続力強化のために重要であることから、商工団体等との連携を強化し、より一層BCP策定を促していく必要があります。

②取組方向

- ・感染症の発生時には、生活関連物資等の安定供給のため、生活関連物資等の購入にあたって消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。また、感染症の流行に便乗した悪質商法による被害等を防止するため、県民や市町、関係機関等からの情報をふまえ、必要に応じて注意喚起を行います。
- ・新興感染症の発生時には、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応を行うこととなり、当地域の医療機関のみでの対応が困難な新興感染症の発生に備え、医療機関等の役割に応じた医療措置協定の締結や第一種協定指定医療機関等の指定を通じて追加的な病床確保を行うなど、新興感染症の発生・まん延時に必要な医療提供体制の確保を図ります。
- ・新興感染症の発生時には、高齢者施設や障がい者施設等における療養体制を整備する観点から、医療措置協定の締結を通じた、高齢者施設や障がい者施設への医療提供など、感染対策に必要な体制の確保を図ります。
- ・中小企業・小規模企業のBCP策定を促進するため、セミナー等によりBCPの必要性についての周知を強化するとともに、策定に着手しやすくなるように工夫も講じながら、商工団体等との連携を強化して取り組みます。

(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

①現状及び課題

- ・当地域は大部分が過疎地域に指定されており、急速な人口減少と高齢化が進行し、地域社会の担い手不足や地域活力の低下など、さまざまな課題への対応が求められています。人口減少がさらに加速することや、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が引き続き進行することが見込まれる中、持続可能な地域社会を構築できるよう、県と市町の連携を一層強化し、取り組んでいく必要があります。

②取組方向

- ・市町が実施する地域・集落の抱える身近な生活課題を解決するための取組を支援するとともに、市町が地域・集落の実情に応じた維持・活性化の取組を効果的に進めることができるよう、先進

事例の紹介や活用可能な制度の情報提供等の助言を行います。

- ・県と市町が共管して設置する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、地域が抱えているさまざまな課題や、今後顕在化が予想される新たな課題に対し、県と市町の連携を一層強化し、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。

(別添)

紀伊地域半島振興計画（三重県地域）における半島防災のための施策に関する重要業績評価指標（KPI）

「三重県国土強靱化地域計画（令和7年10月）」を参考に、半島防災のための施策における KPI を以下のとおり定めます。
なお、三重県国土強靱化地域計画の一部改訂にあわせて、令和9年度以降の目標値を設定します。

「(1)半島防災のための国土保全施設、避難施設等の整備」に関する KPI

番号	「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	「みえ元気プラン」の数値目標	備考
1	災害から命を守る適切な避難の促進	津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数	7市町	12市町	○	※
2	流域治水の推進	河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)	190万㎡	144万㎡	○	
3	下水道施設の地震対策	急所となる施設の地震対策の進捗率	R7年度から取組開始	50.0%		県土整備部所管の数値
4	安全・安心な農村づくり	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,775ha	○	

「(2)防災体制の強化」に関する KPI

番号	「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	「みえ元気プラン」の数値目標	備考
1	職員の災害対応能力の向上	災害対策本部の中核となる職員の育成	30名の育成を完了	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施(累計60人)		
2	安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306戸	3,900戸	○	
3	保健医療活動を支える人材育成の推進	県内DMATチームの養成	県内DMATチーム数(40隊)	県内DMATチーム数(51隊)		
4	避難所における避難者へのきめ細かな支援	避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	DWATチーム員に対し実践的な研修を2回実施	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施(年2回)		
5	水資源の確保と水の安全・安定供給	基幹管路の耐震適合率	44.0%	45.2%	○	

- 備考欄に※印のある項目の現状値及び目標値は、半島地域のみを対象とした数値です。それ以外の項目は、県全体の数値です。